平成２１年（フ）第５７２９号
大阪市港区市岡２丁目11番17号　福井マンション201号
債務者　西　　文子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４８号
大阪府大東市諸福５丁目12番29号　ファインコート鴻池南館601号
債務者　濵門　敎子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５１号
大阪市淀川区木川東４丁目７番23―403号
債務者　小木　　清
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５３号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目２番31号
債務者　一二三秀雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８４５号
大阪府高槻市牧田町14番97―501号
債務者　濵田　礼子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８４７号
大阪市旭区高殿５丁目12番６―1011号
債務者　岩本　久美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５８号
大阪市西淀川区竹島５丁目１番12号　池田文化２Ｆ
債務者　枌原きみよ
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４３９号
香川県高松市木太町1936番地１県住205
債務者　髙橋　　宏
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５２号
香川県高松市宮脇町２丁目30番35―301号　市住
債務者　多林　照雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２号
長崎県諫早市鷲崎町554番地６　エステートサトウＸ１―202、前住所長崎県諫早市高来町里195番地１
債務者　下村　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
長崎県大村市杭出津２丁目558番地　タウニィーＴ．１―202号
債務者　石川　輝代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
長崎県大村市水主町２丁目632番地１　ハイカムール水主町102、前住所長崎県大村市植松１丁目189番地１　ファーストコート101
債務者　横溝　　良
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
長崎県諫早市小長井町小川原浦1893番地406
債務者　中村美喜雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
長崎県諫早市福田町2588番地３
債務者　上川　光生
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
長崎県諫早市泉町34番40号
債務者　佐藤　良治
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
長崎県大村市諏訪２丁目161番地２　フラワーコーポ103、前住所長崎県大村市原口町752番地　クリスタルハイツ101
債務者　松山　博美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
長崎県大村市東本町61番地
債務者　草野　玲子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
長崎県諫早市松里町728番地２
債務者　大﨑　正人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係